

大田市告示第97号

大田市農業担い手関連県単独事業補助金交付要綱（令和2年大田市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月18日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付け農第1446号。以下「集落営農交付要綱」という。）」を「「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日付け農第1357号。）」に改め、同条第2号中「以下「担い手経営発展支援交付要綱」という。」を削り、同条第3号中「以下「ハウス等整備交付要綱」という。」を削り、同条第4号を削る。

第3条第2項中「交付」を「補助金」に改める。

第5条中「手続き」を「手続」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

- 1 「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱関係

事業区分	事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限等
広域	広域での	地域全体の営農を維持する体制を構築するため、担い手不在集	中山間直払交付金協定、地域の協議	1/2以内	補助金上

<p>で の 担 い 手 確 保 ・ 営 農 維 持 の 体 制 づ く り 支 援 事 業</p>	<p>担 手 保 ・ 営 農 維 持 の 体 制 づ く り 支 援</p>	<p>落だけでなく、現在担い手がい る集落も含めた広域のエリア (公民館単位等)でのビジョン づくりや人材確保・育成、もの づくり、農地維持に向けた取組 の体 次に掲げる事業内容、経費を対 象とする。 ①ビジョン作成(先進地視察、 研修会開催費等) ②ビジョン実践 ・人材確保(就農相談会への参 加、出展費、交流イベント開催 費等) ・人材育成(ドローン免許講習 費、大型特殊免許講習費等) ・実証事業(畦畔省力化技術導 入:センチピードグラス吹付費 等)、(スマート農業技術導入: ほ場管理システム導入、機械レ ンタル料等)等 ・組織設立運営(法人登記料、 事務委託費)等</p>	<p>会、地域営農サポー ト組織 等</p>	<p>限 1 事 業実 施主 体当 たり 1,0 00 千円 (通 算)</p>	<p>限 1 事 業実 施主 体当 たり 1,0 00 千円 (通 算)</p>
<p>担 い 手 に よ</p>	<p>担 手 等 に よ</p>	<p>地域の話合い・合意(地域計画) に基づいて、認定農業者、集落 営農法人、広域の受託組織等が</p>	<p>(1) 認定農業者 (2) 集落営農法人 (3) 広域の作業受</p>	<p>1/4 以内 (</p>	<p>補助 金上 限</p>



集 落 営 農 維 持 ・ 発 展 支 援 事 業	(1)	①地域の担い手となる集落営農	①集落営農法人の	① 1 / ①
		法人の新規設立、運営に必要な経費(ビジョン作成、法人登記、経営管理、資格取得等)	新規設立、運営支援(ソフト)は次を満たす者	2以 内 額
展 支 援 事 業	新規 ・ 発 立 ・ 運 営 支 援	②地域の担い手となる集落営農	事業実施前年度の	② 1 / 1, 0
		法人の新規設立、運営に必要な機械・施設等の整備	1月から当年度の3月末までに法人化する予定又はした集落営農組織。又は、法人化が確実と見込まれる集落営農組織等	3以 内 千円/ 組織 (法 人設 立か ら3 年間 の合 計額)
			②集落営農法人の新規設立、運営支援(ハード)については次のア及びイを満たす者。	②
			ア 事業実施前年度の1月から当年度の3月末までに法人化する予定又はした集落営農組織等。	補助 金上 限 1事 業実 施主 体当 たり
			イ 農業生産工程管理(GAP)によっ	3, 3

		<p>て適切に農場管理  を行い、導入機械等  に係る農林産物に  ついて国際水準  <b>GAP</b>(美味しまねゴ  ールド等)の認証を  取得している者又  は1年以内に取得  することが確実な  者</p> <p>非食用農産物は農  林水産省が策定し  た「国際水準<b>G A P</b>  ガイドライン(その  他非食用)」に準拠  した農場管理に取  り組む者。</p>	<p>33  千円  (通  算)  た  だ  し、設  立1  年未  満の  法人  かつ  認定  農業  者の  場合  は8,  00  0千  円(通  算)    下  限  事業  費  1機  械等</p>
--	--	---	---

			当 た り 5 0 0 千 円
(2) ) 集 落 営 農 組 織	後継者確保に取組もうとする集 落営農組織が県内外に居住する 出身者等の活動参加を促すため に行う研修（OJT研修）経費 同じ研修生が本事業区分（3） （4）の事業種目を同一年度内 に併用することは不可。ただし、 この事業を活用した翌年度以降 に本事業（3）（4）の事業種 目を利用することは可。	集落営農組織	定額 45 千円/ 人以 内 1組 織3 名/年 まで
(3) ) 集 落 営 農 後 継 者 確 保 支 援	世代交代に備えて新たに組合員 となって集落営農に参加する者 へ技術継承するための研修（O JT研修）経費 同じ研修生が本事業区分（2） （4）の事業種目を利用するこ とは同一年度内、翌年度以降含 め不可。	集落営農法人	定額 10 千円/ 人/日 ※7 日以 上 （2 0日） 1法 人3 名/年 まで
(4) ) 集 落 営 農 法 人	就農意欲のある者の集落営農法 人への就農を促進するため、新	集落営農法人	定額 50 千円

	落営農雇用支援	規就農者に対して実施する基礎的な技術・経営ノウハウを習得するための実践研修(OJT研修)経費 同じ研修生が本事業区分(2)(3)の事業種目を利用することは同一年度内、翌年度以降含め不可。		千円/月/人 ×2 4か 月以 内	千円/月/人 ×2 4か 月
中規模農業者による農地維持のための農地維持のための機	中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援	地域の農地維持に向けて、担い手以外で5年以内に最低1ha(中山間地域は0.8ha)拡大し、5ha以上の中規模的な耕作を計画する農業者の水稲経営に係る機械等整備	既に経営を行っている中規模農業者で、5年以内に5ha以上の経営を計画する者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織以外の個人事業者)	1/3以内	補助金上限 1事業実施主体当たり 3,333千円(通算)

<p>械 等 整 備 支 援 事 業</p>					
<p>定 年 帰 農 者 等 支 援 事 業</p>	<p>定年 帰農 者等 支援</p>	<p>①定年等を機に新たに営農を開始する場合に、営農を安定するための助成経費及び研修経費  ②定年等を機に新たに営農を開始し、5年以内に5ha以上の中規模的な耕作を計画する農業者の水稻経営に係る機械等整備</p>	<p>定年等を機に新たに営農を開始し、5年以内に5ha以上の経営を計画する者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織以外の個人事業者）</p>	<p>①定額 30 千円/ 月× 12 か月 以内  ②1/ 3以 内</p>	<p>①定額 30 千円/ 月× 12 か月 ②補 助金 上限 1事 業実 施主 体当 たり 3,3 33 千円</p>

				(通算)	
半農半X支援事業	(1) 半農半X支援	① 県外からのUIターン者で農業を営みながら他の仕事にも携わる人 ① 就農前研修経費助成事業 市内の半農半X実践者が農業経営を開始するために必要な研修経費 ② 定住定着助成事業 市内の半農半X実践者が農業経営を開始した場合に、営農と生活を安定させるために必要な経費	① 市内で農業経営を開始するために必要な研修を実施する半農半X実践者 ② 市内で農業経営を開始した半農半X実践者	① 定額月額12万円以内 ② 月額12万円以内 (ただし、夫婦で該当する場合は月額18万円以内)	① 研修を行う期間、12か月以内 ② 就農月から12か月以内

	(2) 市内の半農半X実践者が農業経営を開始するために必要な機械施設整備	市内の半農半X実践者のうち、半農半X実践計画書に基づき、農業経営を開始しているもの又は開始することが見込まれるもの。既に農業経営を開始しているものについては、農業経営を開始した日の属する月の1日から起算して3年以内のもの。	1/3以内	補助金上限 1,000千円/経営体(通算)
--	--------------------------------------	---	-------	--------------------------

2 担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱（下表において「県要綱」という。）関係

事業区分	事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	補助金上限等
自営就農開始	(1) 機械等整備	農業経営を開始する場合に必要な次に掲げる経費に対する助成。 ①農業用機械又は施設(環境衛生施設(ト	次の全てを満たす者とする。 ①認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計	1/3以内	補助金上限 1事業実施主

支援事業	<p>イレ等)を含む。)の購入又は設置に要する経費(ただし、「ハウス等整備事業」及び「水田園芸拠点づくり事業」で整備可能な農業用ハウス(育苗ハウス以外)、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)、菌床きのこハウスを除く。)</p> <p>②素畜(繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る。)の導入に要する経費(補助の対象及び額は別に定める。)</p> <p>③果樹等の植栽に要する経費。</p> <p>④排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費。</p> <p>⑤就農者の労働環境整備のための環境衛</p>	<p>画の認定を受けた者をいう。)、認定農業者(法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。ただし、認定新規就農者から移行した者を除く。)又は青年等就農計画若しくは農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専門的に農業に従事することが見込まれる者。</p> <p>②農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等(法第4条第2項に規定する者をいう。以下この項において同じ。)又は新たに農業経営を営もうとする青年等であること。</p> <p>③農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行い、導入機械等に係る農林産物について国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証を取得している者又は1年以内に取得することが確実な者。非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した</p>	<p>水産省の農地利用効率化等支援交付金(融資主)イプ、地域農業構造転換支援タイプ(4年3月</p>	<p>体当たり10,000千円 ただし、(2)改良・改修支援に係る経費に対する助成にあつては(2,000千円</p>
------	---	--	--	--

		<p>生施設（トイレ等）の設置に要する経費。</p>	<p>農場管理に取り組む者。</p> <p>④個人経営体又は1戸1法人であること。</p> <p>⑤農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として県要綱別記1別紙1に定めるものを講じ、又は講じることが見込まれる者。</p>	<p>31 日付 け3 経営 第3 15 6号 農林 水産 事務 次官 通 知) の事 業を い う。) によ る助 成を 受け るも のに つい て は、</p>	<p>下限 事業 費 1機 械等 当た り 30 0千 円</p>
--	--	----------------------------	--	--	---

			当該助成額を減じた額とする。)
(2)	<p>経営継承者が、経営継承によって取得した施設等の改良に要する経費に対し助成。経営継承に要する次に掲げる経費を対象とする。</p> <p>①経営継承（県要綱別記1別紙1に定める）により取得した施設等の改良（栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入など生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるものをいう。）に要す</p>	<p>(1) 機械等整備支援の事業実施主体の条件に加え、次の全てを満たす者とする。</p> <p>①事業実施年度の4年前の4月1日以降に経営継承した者又は事業活用年度に経営継承をして新たに農業経営を営むことが確実であること。</p> <p>②本事業で対象とする施設・機械が継承資産活用計画（県要綱別記1様式第6号）に記載されており、当該施設・機械を所有する者であること。</p>	1/3以内

		<p>る経費。なお、修繕（交換、補修、補強等をいう。）については対象としない。</p> <p>②経営継承により取得した果樹等の改植に要する経費。</p> <p>③経営継承により取得した圃場等の排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の改修等に要する経費。</p>			
認定農業者機械等整備支援事	認定農業者機械等整備支援事	<p>認定農業者等が、経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械等整備を支援。（ただし、「ハウス等整備事業」及び「水田園芸拠点づくり事業」で整備可能な農業用ハウス（育苗ハウス以外）、畜産施設（牛舎、た</p> <p>い肥舎等）、菌床き</p>	<p>以下①～③を満たす認定農業者。</p> <p>①a.地域計画が策定されている地域であり、その目標地図に位置付けられた者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）。</p> <p>b.又は産地ビジョン等に位置付けられた者。</p> <p>②販売金額1,000万円を目指す計画を策定した者、又は目</p>	1/3以内	補助金上限1事業実施主体当たり3,300円ただし、法

業	<p>このハウス及び小規模土地基盤整備は除く。)</p>	<p>標準年度までに販売金額を5%以上増加する計画を策定した者。</p> <p>③農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行い、導入機械等に係る農林産物について国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している者又は1年以内に取得することが確実な者。</p> <p>非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者。</p> <p>（水田園芸6品目用機械等を導入する場合）</p> <p>①～③に加えて、以下④を満たす者。</p> <p>④県推進水田園芸6品目の反収を全国レベルまで向上する計画を作成する者。</p> <p>（稲作生産性向上・コスト削減を目指す場合）</p> <p>①～③に加えて、以下⑤を満たす者。</p>	<p>交付金</p> <p>（融資主体支援イプ、地域農業構造転換支援タイプを含む。）</p> <p>令和3年3月30日付け3経営第31</p>	<p>人経営体（設立1年未満の集落営農法人を除く）は8,000円以下限事業費1機械等当たり500円</p>
---	------------------------------	--	---	---

		<p>⑤水稲生産性向上・コスト削減          計画書を作成する者          (有機農業用機械等を導入する          場合)          ①～③に加えて、以下⑥を満た          す者          ⑥有機JAS取得者、又は目標年          度までに取得することが確実な          者。          (省エネ・省コスト化に係る機          械等を導入する場合)          ①～③に加えて。以下⑦～⑧を          満たす者          ⑦省エネ・省コスト計画を策定          する者。          ⑧過去に「省エネルギー化・有          機質肥料活用のための資機材整          備緊急対策事業」又は「燃油価          格・農業資材高騰等総合緊急対          策ハウス整備事業」による支援          を受けていない者          ⑨有機農業に関する機械を導入          する場合は、有機JAS取得者、          又は目標年度までに取得するこ</p>	<p>5 6          号農          林水          産事          務次          官通          知)          によ          る助          成を          受け          るも          のに          つい          て          は、          当該          助成          額を          減じ          た額          とす          る。)</p>
--	--	---	--

			とが確実な者。		
地 域 を け ん 引 す る 経 営 体 機 械 等 整 備 支 援 事 業	地 域 を け ん 引 す る 経 営 体 機 械 等 整 備 支 援	国庫補助事業で対象 とならない施設・機 械（運搬用トラック、 倉庫、フォークリフ ト等農林水産業生産 活動の範囲外にも併 用できるもの）整備 支援 （１）簡易な基盤整 備 （２）生産等機械・ 施設 （３）加工用機械・ 施設 （４）雇用者の労働 環境整備に係る施設 （５）その他、知事 が認めるもの	「地域連携・産地づくり計画」 の認定を受けた者で以下の（１） から（１０）までの要件を全て 満たす者。 （１）交付申請時において、事 業担当者（臨時的職員を除く。） が１名以上確保される等、経営 管理を含む実施体制が整ってい ること。 （２）市町村等の関係機関と連 携が図られていること。 （３）活用農地及び活用土地に ついて、交付申請時まで、農 地法（昭和２７年法律第２２９ 号）又は農業経営基盤強化促進 法（昭和５５年法律第６５号。 以下「基盤強化法」という。） に基づく権利設定・移転、農地 転用等、島根県土地利用対策要 綱（昭和６０年島根県告示第３ ３０号）に基づく開発協議等の 必要な手続が完了しており、か つ、適正に利用されること。 （４）事業実施に当たって補助 残及び運転資金等の必要な資金	1/3 以内	補助 金上 限 1 事 業実 施主 体当 たり 5,0 00 千円 下限 事業 費 1 機 械等 当た り 50 0千 円

が確保されていること。

(5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。

(6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。

(7) 農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行い、導入機械等に係る農林産物について国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証を取得している者又は1年以内を取得することが確実な者。

非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組む者。

(8) 企業の直接進出に当たって定款変更等の必要な手続が完了していること。

(9) 新たに子会社又は関連会

			<p>社を設置して進出する場合は補助金交付申請時まで当該子会社又は関連会社の登記が完了していること。事業所を設置して進出する場合は、県税条例（昭和51年島根県条例第10号）に基づく設置の届出が完了していること。</p> <p>（10）進出1年以内に島根県内において認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた者）となること。</p>		
自 営 就 農 志	自 営 就 農 志	<p>研修対象者が農業経営を開始するにあたり必要な研修を実施するために要する次に掲げる経費に対す</p>	<p>本事業の実施主体は次の全てを満たす者とする。</p> <p>（1）島根県地域研修制度実施要項（令和4年3月23日付け農第1134号）（以下「実施</p>	1/3 以内	<p>補助 金上 限 1 事 業実</p>

<p>向 者 受 入 促 進 事 業</p>	<p>向 者 受 入 促 進 支 援</p>	<p>る助成。          (1) 施設・機械等の購入又は設置に要する経費(ただし、「ハウス等整備事業」及び「水田園芸拠点づくり事業」で整備可能な農業用ハウス(育苗ハウス以外)、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)、菌床きのこハウスを除く。)          (2) 素畜(繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る。)の導入に要する経費(補助の対象及び額は別に定める。)          (3) 果樹等の植栽に要する経費。          (4) 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費。          (5) 研修対象者の</p>	<p>要項」という。)第4に定める島根県担い手育成協定を締結していること。          (2) 実施要項第5の1に定める研修計画を作成していること。          (3) 農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行い、導入機械等に係る農林産物について国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証を取得している者又は1年以内を取得することが確実な者。          非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組む者。          (4) 交付申請時、既に研修対象者を受け入れて研修を実施している者、又は受け入れて研修を実施することが決まっている者。          (5) 事業完了後、少なくとも7年間は常時、研修対象者を受け入れて研修を実施する体制を整備し続ける者。</p>	<p>施主 体当 たり 3,3 33 千円 下限 事業 費 1機 械等 当た り 30 0千 円</p>
--	--	---	--	--

	<p>研修環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費。</p>	<p>(6) 交付申請までに（交付申請時、研修対象者を受け入れて研修を実施していない場合は研修の開始までに）、労災保険に加入している又は研修を受け入れる研修対象者を傷害保険に加入させていること。</p>	
--	--	---	--

### 3 ハウス等整備事業費補助金交付要綱関係

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	補助対象事業費等
農業用ハウス整備型	<p>担い手等が整備する農業用ハウスの費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 農業用ハウスとその付帯設備及び果樹棚の整備に要する経費</p>	<p>(1) 認定新規就農者</p> <p>(2) 認定農業者</p> <p>(3) 前年度1月から当年度3月末までに法人化予定又は法人化した集落営農組織</p> <p>(4) 広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織</p>	<p>(1) 国庫補助事業活用補助対象事業費の1/4以内</p> <p>(2) 国庫補助事業非活用補助対象事業費の1/2以内</p>	<p>・補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合、消費税相当額を除く。</p> <p>・交付決定後1</p>

				年以内に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得すること。
農業用ハウスリース型	リースする農業用ハウスの整備費用の一部を助成する。 （1）農業用ハウスとその付帯設備及び果樹棚の整備に要する経費	（1）農業協同組合 （2）農業公社 （3）定款に貸付事業を規定している民間事業者	（1）国庫補助事業活用 補助対象事業費の1/4以内  （2）国庫補助事業非活用 補助対象事業費の1/2以内	・補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合、消費税相当額を除く。 ・交付決定後1年以内に国際

				水準 GAP (美味 しまね ゴール ド等)を 取得す ること。
牛 舎 等 整 備 型	認定新規就農者等が整備する牛舎等の費用の一部を助成する。  (1) 牛舎等とその附帯設備の整備に要する経費	(1) 国庫補助事業活用 牛舎等の整備に活用した国庫補助事業の実施主体とする。  (2) 国庫補助事業非活用 認定新規就農者等	(1) 国庫補助事業活用 補助対象事業費の1/4以内  (2) 国庫補助事業非活用 補助対象事業費の1/2以内  (1)、(2)とも、1事業当たり補助金額	・補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合は、消費税相当額を除く。  ・1施設等当たり300千円以上

			は11,000千円以内とする。)	・「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理事項」 (令和元年7月1日付け畜第292号)に準拠した農場管理を行うこと。
牛舎等リース	認定新規就農者等にリースする牛舎等の整備費用の一部を助成する。 (1) 牛舎等とその附帯設備の整備に要する経費	(1) 国庫補助事業活用牛舎等の整備に活用した国庫補助事業の実施主体とする。	(1) 国庫補助事業活用補助対象事業費の1/4以内	・補助対象経費は、事業実施主体が課税事業

型		<p>(2) 国庫補助事業非活用 農業協同組合及び定款にリース事業を規定している事業者</p>	<p>(2) 国庫補助事業非活用 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>( (1) 、 (2) とも、 1 事業当たり補助金額は 17,000 千円以内とする。)</p>	<p>者の場合は、消費税相当額を除く。</p> <p>・1施設等当たり300千円以上</p> <p>・「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理事項」 (令和元年7月1日付け畜第29</p>
---	--	---	---	--

				2号)に準拠した農場管理を行うこと。
地域研修用ハウス整備型	協定 経営体が研修対象者の受入れのために整備する農業用ハウス(附帯設備を含む。)の整備に要する経費の一部を助成する。	島根県地域研修制度実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める協定経営体	(1) 国庫補助事業活用補助対象事業費の1/4以内 (2) 国庫補助事業非活用補助対象事業費の1/2以内  (1)、(2)とも、1事業当たり補助金額は10,000千円以内とす	・補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合、消費税相当額を除く。  ・1棟当たり300千円以上  ・交付決定後1

			る。)	年以内 に国際 水準G AP (美 味しま ねゴー ルド等) を取得 するこ と。
--	--	--	-----	--

附 則

この告示は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。